

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は9回目に当たり、第1章において、個々の事情に応じた支援につなげるための主な相談先について特集し、第2章において、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）に基づき平成25年度に犯罪被害者等のために講じた施策を5つの重点課題の柱立てに沿って記述している。